

## 総合振興計画について

総合振興計画は、地方自治体のすべての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画です。四万十町まちづくり基本条例第18条には、町長は、まちづくりの指針となる総合振興計画を策定し、総合的・計画的な町政運営を行わなければなりませんと規定されています。

総合振興計画は、「基本構想」とこれに基づく「基本計画」および「実施計画」で構成されています。

**基本構想** … 本町が目指す「まちの姿」を描くとともに、まちづくりの基本方針、人口の将来展望を示します。平成29年度から令和8年度の10年間とします。

**基本計画** … 基本構想で掲げた将来像の実現を目指し、分野別に取り組んでいく施策を体系的に位置付けます。計画期間は、行政事情の変化等を踏まえて5年で見直しを行うため、前期と後期の各5年間とします。

**実施計画** … 基本計画で体系化した各分野の施策を推進していくため、行政が主体となって実施する具体的な個別事業の実施方針を示します。計画期間は、毎年度見直しを行うローリング方式により、向こう3年分を毎年度、別に策定します。

(参考：これまでの経過)

1969年の地方自治法の改正により、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即しておこなうようにしなければならない」と定められ、総合計画の基本部分である「基本構想」の策定が義務付けられていました。

しかし、2011年に地方自治法が改正され、地方自治体の基本構想の策定義務がなくなりました。しかし、同日付で総務大臣から、引き続き個々の自治体の判断で、地方議会の議決を経て基本構想の策定を行うことが可能である旨の通知が出され、この通知に基づき、条例等を根拠にして基本構想を策定する自治体が多い状況となっています。

### ◆まちづくり基本条例抜粋

(総合振興計画)

**第18条** 町長は、まちづくりの指針となる総合振興計画を策定し、総合的・計画的な町政運営を行わなければなりません。

2 総合振興計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための施策を定める基本計画、施策を推進するための実施計画により構成するものとします。

3 総合振興計画は、町長等の政策を定める最上位の計画であり、町長等が行う政策等は、緊急を要するもののほかは、これに基づかなければなりません。

4 総合振興計画は、計画期間を定めて策定します。ただし、町長の任期ごとに見直しを行うことができるものとします。